

# 総務産建常任委員会所管事務調査報告書

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を会議規則第 77 条の規定により報告する。

平成 20 年 12 月 8 日

上富良野町議会議長 西村昭教様

総務産建常任委員長 渡部洋己

記

調査事件名 1 先進市町村行政調査の件

## 1 調査の経過

本委員会は、平成 20 年 10 月 7 日及び 20 日に委員会を開催し、調査課題の検討を行うとともに、平成 20 年 10 月 27 日から 31 日まで、先進市町村である長野県軽井沢町、松本広域連合、豊丘村を視察し調査を行った。

先進市町村行政調査を開始する前に自治基本条例と広域連合については本委員会や全員協議会（議員協議会）で説明を受けてきたが、定住対策については本町の施策内容の説明も受けていなかったため、10 月 20 日に所管事務の担当職員から資料提出と現況説明を求め質疑を行い、調査への準備と意思統一を行った。

### (1) 自治基本条例の策定について

長野県軽井沢町において、条例案の上程後に総務常任委員会に付託され、「議会の責務」が追加された「軽井沢町まちづくり基本条例（平成 19 年 8 月 1 日施行）」を調査した。

### (2) 広域連合の取り組みについて

松本広域連合（長野県松本市）において、消防に関する事務が富良野広域連合と重複し、平成 11 年 2 月 1 日発足後 9 年を経過している広域連合の取り組みを調査した。

### (3) 定住対策について

長野県豊丘村において、人口増加の助成制度などが充実している定住促進の取り組みを調査した。

## 2 調査の結果

### 長野県軽井沢町

#### 【調査テーマ】

自治基本条例の策定について

#### 【町の概要】

軽井沢町は長野県の東端、群馬県境に位置し、浅間山(標高 2,568m)の南東斜面、標高 900～1,000m地点に広がる高原の町である。町のシンボリック的存在である浅間山は、町の北側に優美な稜線を見せてそびえ、東から南にかけては、鼻曲山、留夫山、矢ヶ崎山、八風山などの山々が連なり、これらの山間には古くから信州と関東を結んできた碓氷峠や入山峠、和美峠などあり、町の西側はなだらかな傾斜で佐久平へと続いている。東西 12.5km、南北 14km、周囲 58.7km、面積 156.05k m<sup>2</sup>であり、面積の約半分が上信越高原国立公園、妙義荒船佐久高原国定公園内にあり、軽井沢の自然は、町はもとより日本の財産として大切に保護されている。

沿革としては、明治 22 年町村制の実施により東長倉村、西長倉村となったが、大正 12 年 8 月 1 日東長倉村が町制をしき軽井沢町と改称し、その後、西長倉村、御代田町茂沢区を合併し、平成 20 年 10 月 1 日現在、人口 19,000 人、8,392 世帯の町となっている。

## 【調査の概要】

### (1) 制定に至った経過について

軽井沢町は、自然などの景観に恵まれていることもあり、年間 800 万人の観光客が訪れるとともに、近隣自治体からの移住者も年間 200 人から 300 人と多く、人口 19,000 人に対し別荘が 14,000 棟と、年々別荘の建設や別荘移住者が増え続けている、全国でもまれな観光と避暑の町であった。

別荘の建設が増えるにつれて、軽井沢の貴重な財産である樹木の伐採などにより、軽井沢町の美しい景観が壊されてきた経過を踏まえ、町では、地方分権一括法が平成 12 年に施行され、国と地方の関係が上下・主従から対等・協力へと変わり、地方自治法でも各自治体で独自の条例制定が可能になったことから、軽井沢町の自然保護対策要綱の考え方を条例化できないかということがまちづくり基本条例制定の発端であった。

地方分権が進む中、地方自治体には自己決定・自己責任に基づくまちづくりが求められ、社会環境の変化や多様化した住民ニーズに 대응していくには、町民、別荘所有者、町が情報を共有し、それぞれの役割を担い、ともに考え、互いに補いながら協力していく必要があるため、町民や議会から自然発生的に自治基本条例を制定しないのかとの意見がだされていた。

軽井沢町では「まちづくり基本条例」を軽井沢の自然・歴史・文化を守り、住環境を改善し、まちの活力と魅力を高め、生活の質の向上を実現するための活動としてとらえており、住民が主体で取り組むまちづくりに関する最高規範として位置付けられ、その趣旨に基づいて環境、景観、福祉などのまちづくりに関する現行の条例・規則を見直して体系化することとされていた。

自分たちの町、地域社会をどのように築いていくか、それぞれの役割やまちづくりの仕組みを明らかにするため、地域を構成する町民と別荘所有者が守っていくルールとして、「まちづくり基本条例」をわかりやすく定めていた。

また、住民が主体の「まちづくり」を進めるためには、行政、事業者などとの連携、協働が必要になることから、条例で事業者の責務、町の責務について定めていた。「まち」は行政単位での区域を示す概念ではなく地域社会全体を広く捉え、住民自治を尊

重して分かりやすい表現とするため「自治基本条例」ではなく「まちづくり基本条例」とされていた。

条例は条文 15 条でまとめられ、時代の流れに柔軟に対応できるよう、詳細については別立ての条例や既存条例との関係を法制の専門家等との協議の中で今後、取り進めていくとのことであった。

## (2) 住民と行政との協働、策定委員会、交流会、出前講座などについて

条例案の策定にあたっては、平成 15 年から町職員によるまちづくり基本条例研究会により素案を作成し、その素案を公募した町民等による「軽井沢町まちづくり基本条例策定委員会」が、平成 18 年 7 月から平成 19 年 3 月まで計 6 回、協働と参画によるまちづくり推進の方策について協議を重ねて、条例案を策定した。

町民及び別荘所有者の意見については、あえてパブリックコメントや出前講座を実施せずに、町内 4 地区の自治会組織で「まちづくり交流会」を開催し、地区毎の住民自らが課題を整理して町に提出していた。さらに、町民会議を開催して町民の意見を聴取していた。軽井沢町の出前講座（木漏れ日の町講座）は、平成 19 年度には 23 回開催され、1,000 人弱の町民が参加していることから、普段においても参加率や自治会組織力が高いことが伺えた。

## (3) 住民への P R 方法（検討過程や制定後の住民等への情報提供など）について

まちづくり基本条例の策定前に条例素案を 30 区の自治会に回覧し、広報誌・ホームページへの掲載、役場窓口配布などにより町民に情報提供をするとともに、役場窓口、メール、F A X による意見募集を行い、また、別荘所有者に対しては、別荘毎の自治会組織に素案を配布して意見募集を行い、40 件ほどの意見がだされていた。また、条例制定後においても上記の手法で住民に情報提供がされていた。

## (4) 議会の条文の検討経過について

平成 19 年 6 月の定例町議会に条例案が上程されて、町民と町が中心になって条例素案を検討し策定した旨の説明を受けたが、議会条項がないなどの意見により総務常任委員会に付託され、会期中に委員会で審議して、地域の政策立案、意思決定、調査、監視機関として、議会は民意を反映したまちづくりに先導的な役割を果たすべきであり、地方自治法で議会の権限は規定されているが、一方で、二元代表制の制度の中では、町長とともに、住民に対しての責務を負っていかなければならないことから、まちづくりに関する条例の最高規範となる条例を制定するにあたっては、議会の責務などを盛り込んだ議会条項を追加し、修正案を可決したとの経緯であった。

## (5) 制定後の状況について

まちづくり基本条例制定後 1 年を経過したが、制定後に転入した新しい町民から既存事業や計画などに対し、条例に規定する町の説明責任がないなどの意見はあるが、条例に対して町民からの意見や反応はないとのことであった。

制定時に各部署から条例に必要な項目を集めて、それを条例化できないかとの検討もされたが、全てをこのまちづくり基本条例で規定することは難しいので、樹木に例えれば幹の部分を条例化し、制定後に必要な条文や条例を枝・葉として整理していくとのことであった。現在、まちづくり基本条例と既存の条例・規則との関連について整理中とのことであった。

## 【まとめ】

軽井沢町まちづくり基本条例は、自然と住民の共存を柱に、地域の特性や自然環境、歴史、文化の資源を有効活用して、そこに住む人々がまちづくりを進めていくことを条文化して制定されていた。

条文には極力、行政用語を使わないことを考慮して、条文の趣旨を誰にでも理解されやすいようにするため、条文の策定や用語の用い方については法規審査会などで検討を加えるなど、条文作成の苦勞の跡が見受けられた。

また、この条例でどの程度の法的な拘束力が持たせられるかは疑問の余地が残ると話していた。

本町では自治基本条例の策定に向けて、まちづくりトークやパブリックコメント、広報誌への掲載、さらに地域説明会が開催されているが、「参画・自助・共助・公助」等の用語を含めた条文の持つ役割を理解する難しさ、あるいは、町民の責務の条文に拘束されるのではとの印象を持つ人も多いのではと考える。条例には数多くの行政用語が用いられているが、町民に分かりやすく違和感を与えないような表現にすることが必要であり、今後ともより分かりやすく説明することで町民に理解されるものであると考える。

さらには、最高規範としての性格を持つ自治基本条例と既存の条例・規則との整合性を図るとともに、新たな条例・規則などの制定や改正についても自治基本条例との関連性を検討することが必要である。

説明会等で町民から寄せられた意見や疑問などについては、機会あるごとに丁寧に応えて行くことが大切であり、条文の部分的な見直しを含めた検討の作業過程やその結果についても、町民に対して分かりやすく説明することが必要だと考える。

軽井沢町のように町民から声が上がって条例の制定に至った自治体は少ないかも知れないが、条例の制定手法としては理想的な姿であり、この背景には行政と町民がこれまで培ってきた情報共有や対話が基礎となっているが、まちづくり条例の制定後、町民の反応はないとのことであった。

自治基本条例の制定や制定後の管理については多くの課題があり、これで良いという結論は出ないかもしれないが、課題のひとつひとつを乗り越えて行く努力が必要であり、町民との協働で住みやすい地域社会を創造していくために必要な条例として、「自治基本条例」を育てていく必要があると考える。

## 長野県松本広域連合（松本市）

### 【調査テーマ】

広域連合の取り組みについて

### 【広域連合の概要】

43万人の住民が暮らす松本広域圏は、長野県のほぼ中央に位置し、東西に52km、南北に73km、総面積は約1,869k㎡と、長野県総面積の13.7%を占めている。

周辺は北アルプス連峰や美ヶ原高原など美しい山々に囲まれ、流れ出る清流はいくつもの河川となって、松本平・安曇平を潤しながら日本海へと注ぎ、また、気候は内陸型独特のもので、空気は乾燥して澄みわたり、また季節の変化も多い地域である。

松本広域圏は、昭和46年に広域市町村圏の指定を受け、平成元年にふるさと市町村

圏に選定され、平成 5 年 4 月に広域常備消防体制が発足している。

平成 11 年 2 月に新たな広域行政を展開するため、現在の松本広域連合に移行し、発足時に 19 市町村で構成されていたが、市町村の合併などにより、現在 9 市町村（松本市、塩尻市、安曇野市、波田町、麻績村(おみ)、生坂村、山形村、朝日村、筑北村）となっている。

## 【調査の概要】

### （１） 設置に至った経過について

平成 6 年 4 月、地方自治法の一部改正により広域連合制度が新設されたことにより、「松本地域広域行政事務組合の今後の役割として、広域連合制度を念頭に置き、地方分権制度の受け皿づくりを進める」ことを目標とした「第 2 次ふるさと市町村圏基本構想」の議決にはじまり、平成 9 年 3 月、各担当者による「広域連合研究会」を発足、1 年間の課題調査研究を経て、平成 10 年 2 月の理事会で「議会と十分調整した中で、関係事務を進め、ゆるやかに広域連合へ移行する」との報告を了承し、構成する 19 市町村の議会において広域連合の方針が了承された。

同年 4 月には、松本地域行政事務組合内に「広域連合準備室」を設置して準備事務を進め、平成 11 年 1 月 31 日に松本広域行政事務組合を解散し、同年 2 月 1 日に、関係する市町村の広域消防体制の充実、危機管理体制の強化、介護認定事務の充実や広域ごみ処理対応などの研究、住民の行政サービスの向上と効率的な広域行政の推進、圏域市町村の一体的な振興と発展に努めることを目的として、松本広域連合が発足した。

### （２） 構成市町村の議員数について

広域連合議員数については、広域連合研究会で県内外の広域連合の構成市町村数と圏域住民数を基に、松本地域広域行政事務組合と同数の 30 人としたが、市町村合併により 9 市町村となったため、平成 19 年 4 月 1 日から議員数を 26 人に削減している。

構成市町村ごとの議員数は、議員がいない市町村がないよう 9 市町村に 1 人ずつ割り振られ、残り 17 人を人口割で割り振っている。

議員は構成市町村議会の選挙によって選ばれ、任期は構成市町村議会議員の任期とし、松本広域連合議会委員会条例により、総務民生委員会（13 人）、消防委員会（13 人）、議会運営委員会（5 人）が設置されていた。

定例会は、年 2 回（2 月、11 月）開かれ、必要に応じて臨時会（通常 7 月）が開催されている。

市町村名	人 口	広域連合の議員数	構成市町村議会の議員数
松本市	226,480人	10人	40人
塩尻市	67,788人	4人	24人
安曇野市	97,070人	5人	28人
波田町	14,924人	2人	12人
麻績村	3,053人	1人	8人
生坂村	2,021人	1人	10人

山形村	8,387人	1人	12人
朝日村	4,800人	1人	10人
筑北村	5,405人	1人	12人
合計	429,928人	26人	156人

人口（平成20年9月30日現在）

### （3）構成市町村の負担金について

負担金については、共同処理している事務事業ごとに設定され、連合・連合議会・行政委員会の運営に係る経費の「議会費・総務費負担金」、介護認定審査会・障害程度区分認定審査会の運営に係る経費の「民生費負担金」、常備消防の運営に係る経費の「消防費負担金」となっていた。

負担金の内訳については下記の表のとおり。

負担金の区分	項目	市の負担	町村の負担
議会費・総務費負担金	均等割（30%）	1 / 4	1 / 24
	人口割（70%）	前年度10月1日現在の住民基本台帳人口	
民生費負担金	均等割（15%）	1 / 9	
	実績割（85%）	2年前の年度の審査件数の実績	
消防費負担金	特別負担金（10%）	松本(65%)、塩尻(15%)、安曇野(25%)	
	基準財政需要費割(90%)	前年度の消防費基準財政需要額	
	署所設置経費	H.5.4に新設した4署所の市町村が負担	
	退職手当特別負担金	広域消防発足時に松本市と塩尻市から身分移管された消防職員の退職手当のうち移管前の市職員としての退職手当を負担金として納付	
	特別交付税分負担金（救急業務、ドクターカー運行業務）	広域連合の消防業務に対して構成市町村に特別交付税で措置されたものを負担金として納付	

（注）ドクターカー運行業務（救急車に医師が同乗し医療行為をしながら、信州大学病院へ移送するシステムである。特別交付税として松本市のみに交付されるため、広域連合に負担金として支出している。松本市内の2病院と契約して、毎日、医師が待機し、圏域全ての地域に対応している。）

### （4）設置後の状況について

#### 行政サービスの向上について

##### ア 消防業務の向上

広域消防発足前は、構成の19市町村のうち12町村に常備消防がなかったが、平成5年4月の松本広域消防局の発足により、全圏域が常備消防化され、圏域住民の安全・安心な住民生活が得られるようになった。

また、救急救命率の向上、防災対策の向上が図られた。

##### イ 介護認定、障害程度区分認定業務の向上

共同処理により、より客観的な審査が期待できるとともに、小規模町村で

は配置や費用負担が厳しい専門職員の養成が可能となった。

#### ウ 職員の共同研修、派遣研修による業務の向上

小規模町村では費用負担や参加人数が少なく、なかなか実施ができなかった専門研修や政策課題の研修が、9市町村共同により実施できるようになったので、事務事業の精度が上がり行政サービスの向上に繋がった。

#### エ ふるさと市町村圏事業の向上

平成元年6月のふるさと市町村圏の認定時に交付されたものを基金として積立てており、その運用益によりふるさと市町村圏事業を推進していた。

- ・ 基金現在高 10億855万円（平成20年4月1日現在）
- ・ 基金運用益 1,106万円（平成19年度決算）  
10年国債の利息を運用益としており、当初は7,000～8,000万円であった。
- ・ 主な広域的事務事業  
観光事業、健康づくり・スポーツ振興事業、地場産業振興事業、文化事業（ふるさと探訪）

#### 経費節減について

##### ア 消防業務について

小規模町村では消防職員の採用、消防施設整備など費用面から常備消防化ができなかったが、共同処理により単独で行うより少ない経費で、常備消防化ができるようになった。

##### イ 介護認定事務について

共同処理で事務が広域連合に集中することで効率化され経費節減となった。

#### 住民との情報共有（広報公聴、議会広報など）について

##### ア 広報公聴

- ・ ホームページによる情報提供  
広域連合の組織、事務事業、最新情報などを掲載。
- ・ 広報誌による情報提供  
広報誌「アルプスの風」を年2回発行し、構成市町村の紹介や事務事業の状況、予算・決算の報告、職員の人事、行政運営等の状況を公表している。圏域内に全戸配布。
- ・ 公聴活動について  
5年に一度、ふるさと市町村圏計画の改定時に、抽出による住民アンケート・住民懇談会を開催し、広域行政や広域連合の事務事業に対する意見や提案を聴取りしている。

##### イ 議会広報

広報誌「アルプスの風」に、定例会、臨時会の開催結果を掲載。

ホームページに広域連合議会のページを設定し、議員名簿、会議結果、会議録を掲載。

#### 現状と課題について

全国に先駆けて、常備消防の広域化を行ったが、平成18年6月の消防組織法の

改正により、市町村消防の広域化が進んでおり、長野県では県内を2消防本部とする県消防広域化推進計画に基づき、現在、協議が始まっている。新たな団体に消防業務が移った場合、広域連合予算の94%が消防関係予算のため、当広域連合のあり方について、検討しなければならない。

また、総務省が広域行政圏施策の見直しを行っており、その結果、広域連合制度の改正が行われた場合、当広域連合のあり方について、検討しなければならない。

## 【まとめ】

松本広域連合は、高速道路インター建設時に麻績村が松本市に対し協力を求めてきたことが発端で、圏域住民の安全安心と救急救命を図るため、平成5年4月に常備消防がない町村を含めて消防業務を1つにまとめるため松本広域消防局を発足した。また、平成6年4月、地方自治法の一部改正により広域連合制度が新設されたことにより、松本地域行政事務組合を広域連合に移行したことが発足の経緯であり、基本的に消防の広域化を柱としていた。

広域連合の処理事務については、消防業務やゴミ処理以外は富良野広域連合の事務処理とは異なる業務内容であるが、地域の行政サービスの向上を目的としている点では重なるものが見受けられた。

また、各自治体が単独で事務処理や施設整備を行うことよりも、広域で行うことのほうが経費負担の軽減が図られ、介護認定・障害程度区分認定業務の専門職員の養成や、共同研修、派遣研修により事務事業の精度が上がり行政サービスの向上に繋がっていることが効果として伺えた。

さらに、全ての消防職員を松本広域消防局に身分移管するとともに、給与の格差は業務の障害にもなることから給与体系が統一されており、富良野広域連合の消防職員の給与に関しても十分に検討が必要である。

特に消防通信指令システムは日本でもトップクラスのシステムで、常時、圏域全ての消防局、消防署、出張所の出動状況を把握しており、受信した通報をより正確に判断・整理・分析して対処内容や位置確定を行い、より効率的な救急救命活動や災害対策を指令する画期的な体制整備が図られていた。富良野広域連合では財政規模的にこのシステムの導入は難しいかもしれないが、通信指令の統制や出動について、来年4月にスムーズに移行し圏域住民が安全安心に生活できるまちづくりに努めていただきたいと考える。

富良野広域連合の推進においては、一部事務組合から引き継いだ業務について、職員の共同研修や人事交流などを図りながら、広域行政の推進と圏域住民に対しての行政サービスの向上に努めることが必要である。

## 長野県豊丘村

### 【調査テーマ】

定住対策について

### 【村の概要】

豊丘村は、長野県の南部、天竜川が形成した日本一とうたわれる河岸段丘の中心に位

置し、東は伊那山脈を境に大鹿村、上村、南は壬生沢川をはさんで喬木村、西は天竜川を隔て高森町に接している。東西 10.5km・南北 7.5km、総面積 76.85k m<sup>2</sup>のうち、赤松林を有する森林面積は約 75%に及び、段丘中・上段は主に果樹園と野菜畑、最下段には豊かな水田地帯が広がっている。河川は、伊那山脈より源を発して 7 河川が段丘を横断し溪谷をつくり天竜川に注いでいる。

沿革としては、明治 7 年、河野は生田と合併したが、明治 22 年に別れて河野村となった一方、田村・林・壬生沢・伴野地域は明治 8 年に合併して神稲村となり、昭和 30 年 4 月両村が合併して豊丘村が誕生し、平成 20 年 9 月 1 日現在、人口 7,080 人、2,024 世帯の村となっている。

## 【調査の概要】

### (1) 施策の内容について

第 4 次豊丘村総合振興計画(平成 15 年 3 月策定)の基本構想により、目指すべき人口規模が 7,500 人と設定されていたが、平成になってから年々人口が微減を続け、平成 17 年度には 7,068 人にまで減少した。コーホート法による人口予測値が平成 24 年度には 6,864 人となったことから、豊丘村基本構想の実現を図るため、人口減少に歯止めをかける施策として、平成 18 年 8 月に目標年度を 5 年後の平成 22 年度として、「豊丘村人口増対策基本計画(おいでなんしょプラン)」が策定された。本計画の策定にあたっては、平成 17 年度から平成 19 年度まで長野県ふるさと振興局の施策として県職員が配置され、地域課題を協議・整理するなど一翼を担っていた。

計画の進行管理については、関係各課等の職員により構成された「人口増対策検討委員会」で具体的な施策を検討・提言するとともに、田舎暮らしで最も重要である地域コミュニティへの参加がなければ自治組織の荒廃が懸念されるため、希望者には自治組織への加入を理解してもらい、「区長会」にも意見の提言や協力を求め、村と住民が共同で取り組んでいる点も特徴的であった。

#### 施策構築のコンセプト

- ・ 自己の生き方によって地域を選択する選択的定住化の時代により、地域以外の人だけでなく、地域内の若者や子どもたちにも選択される地域づくりを重視していた。
- ・ 地域で生活している人、及び I J U (移住) ターン希望者にも住んでみたくなるような計画としていた。
- ・ 豊かさを総合的に考慮した対策としていた。

経済的豊かさ	雇用機会、適職
精神的豊かさ	趣味、伝統文化、イベントなど楽しさの享受
環境の豊かさ	緑多い自然、人を育てる環境など

#### 施策の方向性

上記 の 3 つのコンセプトにより施策の方向性を 6 つの指標としていた。

- ・ 住宅環境(宅地・住宅の提供の促進、若者等定住対策の推進、新規就農者等の支援)
- ・ 企業誘致・雇用(新たな雇用の場の創出、企業誘致の促進)

- ・ 余暇・都市との交流（地域文化の向上等魅力あるむらづくりの推進）
- ・ 福祉・教育・医療（定住を促すための条件整備の推進）
- ・ 結婚対策（結婚を促すための施策の構築と環境整備）
- ・ 土地利用計画の推進（土地利用計画に基づいた土地利用の推進）

#### 具体的な施策

人口増対策施策の助成制度等は下記の表のとおり。

ソフト事業の施策（住宅関連施策については自治組織加入が前提条件である。）

条例、規則等	施策内容
出産祝金支給要綱（H20 改正）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1子 3万円</li> <li>・ 第2子 5万円</li> <li>・ 第3子以降 10万円</li> </ul>
めばえ支援事業実施要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不妊治療に要した費用の1/2以内の額</li> <li>・ 限度額（10万円、3年間）</li> </ul>
保育所入所児童に係る保育料徴収基準を定める規則（保育料軽減）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3子以降無料</li> <li>本制度により3人子供の家庭が微増</li> </ul>
福祉医療費給付金条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中学生まで通院・入院の自己負担分を給付</li> </ul>
新規就農者支援事業支援金交付要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就農認定者 研修支援金 10万円（1回）</li> <li>就農支援金 20万円</li> </ul>
定住促進のための住宅用地等取得助成金交付要綱（H18 から）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅用地等取得価格の1/3以内の額</li> <li>・ 限度額 60万円（上下水道加入相当分）</li> </ul>
新築住宅に係る固定資産税助成金交付要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行制度は半額免除であり、残りの額を助成する。</li> <li>・ 地方税法附則第16条（新築住宅に係る法的減免措置）の適用者に対する助成</li> <li>・ 6年間</li> <li>・ 120㎡以内</li> <li>H19で30件</li> </ul>
空き家改修費補助金交付要綱（平成18年7月から）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家情報活用制度登録者</li> <li>・ 改修費総額の1/2以内の額</li> <li>・ 限度額 50万円</li> <li>問合せ件数 30件/年</li> </ul>

#### ハード事業の施策（土地開発公社により分譲）

過去における宅地分譲	S63: 8区画、H4:23区画	全区画完売
平成18年度	中平地区9区画造成分譲	全区画完売
平成19～20年度	村営戸建住宅整備完了	全10戸入居済
平成20年度	柿外土地区住宅団地分譲3区画	全区画完売

#### （2） 施策のPR方法と問合せ件数について

「南信州豊丘村で暮らすおいでなんしょ（田舎暮らし快適生活読本）」冊子等を窓口で配布、村ホームページへの掲載、総務省ホームページの交流移住サイトでPRする

とともに、村内の宅地や空き家住宅の斡旋情報を確保して、情報提供をしていた。

問合せ件数は、豊丘村人口増対策基本計画を策定した平成 18 年度から年間 30 から 40 件の問合せであった。

### ( 3 ) 移住希望者(照会含む)からの要望について

移住希望者からの問合せでは空き家関連が多く、村としては田舎暮らしで一番重要である地域コミュニティ(隣組、自治会、自治区といった自治組織への加入を促進し、地域の行事や作業を共同で行うなど)の理解をいただいてから対応していた。

40 歳代未満の移住希望者からは、村の助成施策等の問合せが多く、豊丘村内には働く場所が少ないため、下伊那地区の中心である飯田市(車で約 30 分)のベッドタウンとして、飯田市で働いている方が子育てや居住する場所は助成制度が充実し、土地物件が廉価である地域を選択している旨が伺えた。

### ( 4 ) 移住定住の目標値と実績について

第 4 次豊丘村総合振興計画の基本構想、後期基本計画の最終年度である平成 24 年までに 7,500 人を人口の目標値としており、これまでに宅地造成等で 16 世帯 53 人が増加した。戸建公営住宅への移住定住ターゲットとしては団塊の世代は対象外であり、30 から 40 歳代の労働世代を対象としているなど、少子化対策や納税等を期待する施策であった。

## 【まとめ】

豊丘村は高齢化率が 29.2%と高く、基幹産業である農業は、農業世帯 890 件のうち専業農家が 10%程度で兼業農家が殆どであり、収入を第 2 次産業や第 3 次産業に求める傾向で、後継者がなかなか育たない状況は本町と変わらない。

豊丘村は、勤務先や所得確認などを慎重に審査して対応するなど、人口が増えるのであれば誰でもきてくださいというわけでなく、高齢者の医療費や福祉対策費の支出、現役世代の住民税等の収入や出生による人口増加を視野に入れ、費用対効果を評価したうえで移住者の的を絞った施策が特徴的であった。

また、村内に居住している住民に対しても、人口増対策にかかる助成制度等が適用されるなど、人口の流出を防ぐ定住化の施策が充実されていた。

なによりも、人口の減少・流出を抑制するため基本計画に基づく定住化対策の具体的な施策を展開しているところが特徴的であり、定住対策に対する費用対効果についても、現状では効果が出ていると評価していた。

第 5 次上富良野町総合計画最終年度の目標人口である 11,900 人を維持するためには、地元産業を育成して就労の場を確保、地元の農畜産物に付加価値をつける工夫、子育て世代が子育てしながら就労できる環境づくりなど、定住・移住する条件整備が必要であり、総合計画を進行管理するとともに、事業評価などの見直しにより課題を整理しながら定住促進事業を推進することが重要である。

町民はもとより、町外からも本町に移住してみたいと思えるように、定住対策の見直しや計画の整備が必要である。